

1.LPガスの種類	お届けするLPガスの種類は「I号液化石油ガス」といい、家庭用・業務用に最も適したLPガスです。
2.LPガス設備区分及び管理の方法	<p>LPガス設備は、容器からガスメーターの出口までの設備を「供給設備」、ガスメーター出口から燃焼機器等までの設備を「消費設備」といいます。</p> <p>(1)お客様の保安責任 お客様は、消費設備について善良な管理者の注意をもって、日頃の安全維持管理をお願いいたします。具体的には、お客様がLPガスをご使用になる場合は、本書面と別にお渡しする「周知文書」に記載されている災害の発生の防止の為に必要な事項を遵守されるようお願いいたします。この周知文書に記載した事故防止対策に係る事項に違背して生じた事故・災害の責任は、原則としてお客様に帰することとなりますのでご注意ください。</p> <p>(2)当社(店)の保安責任 供給設備は、当社(店)または当社(店)の委託した保安機関が定期的に点検を行い、その維持管理について責任を負います。</p> <p>(3)その他のお願い お客様の敷地内にある供給設備について、当社(店)または当社(店)の委託した保安機関以外の者によって、みだりに変更等を加えないようにご注意をお願いいたします。もし、第三者による供給設備の変更・損壊・移動等が発生した場合は、当社(店)まで速やかにご連絡くださるようお願いいたします。 また、お客様がLPガス機器を新たに設置される場合も、安全管理の観点から当社(店)に必ずご連絡をお願いいたします。</p>
3.LPガスの引渡し・供給方法	<p>LPガスを充填した容器をガス切れの生じないように、当社(店)又は当社(店)の委託した配送業者が配送・交換し、供給設備に接続して供給いたします。また、バルク供給の場合は、お客様のガス使用量に応じてバルク貯槽(容器)にLPガスを充填します。LPガスの引渡し箇所は、ガスメーターの出口といたします。検針は、計量法に基づき定期的実施し、使用量により代金を請求いたします。 LPガス料金については、別紙「LPガス料金表」に基づき計算(連動)され請求されるものです。</p>
4.LPガス料金とその支払い方法	<p>LPガス料金は、LPガスの使用が可能となった日から適用し、計量法に基づき、ガスメーターに表示されたLPガス通過量を定期的に検針し、LPガス使用量に応じた料金を別紙「LPガス料金表」に基づき請求いたします。期日までにガス料金を所定の方法(口座自動振替、振込、現金、コンビニ決済、クレジット決済等)によりお支払いいただきます。(消費税は別途加算させていただきます。)</p> <p>また、前記の「LPガス料金表」は本書面と同時に交付いたします。なお、仕入れ価格などの変動や社会情勢や経済情勢等により、LPガス料金を改定する場合は、その都度、理由を付して変更後の販売価格を、検針票又は請求書等の書面で事前(原則1か月前)に通知いたします。(原料費調整制度を採用している場合は、LPガス料金改定の前日までに通知いたします。)</p> <p>LPガス料金を一定期間以上滞納された場合には、LPガスの供給を一時停止させていただく場合がございます。</p> <p>◎LPガス料金の計算方法 LPガス料金は、基本料金、従量料金、設備利用料金により構成しており、これらを合算して請求いたします。 *基本料金は、供給設備とその設置費用、保安管理費用、検針・集金費用及びこれらの費用に関する管理費用で、LPガスの使用に関係なく一律お支払いいただく料金です。 *従量料金は、基本料金費用を除く原料費、販売経費等の全ての費用で、LPガスの使用量に応じてお支払いいただく料金です。 *設備利用料金は、消費設備等を当社(店)が所有し、お客様に貸与している場合にお支払いいただく料金です。なお、この料金は、表面『LPガス設備確認書』に記載された内容とします。</p>
5.LPガスの供給にかかる保安業務の実施者とその責任	<p>(1)保安業務の実施者及び責任 LPガス供給にかかる保安業務については、表面通知書の『LPガス保安業務』に記載のとおり保安業務区分毎に、当社(店)が自ら実施するか、又は、当社(店)が委託する保安機関が責任を持って実施いたします。</p> <p>(2)LPガス設備の点検・調査 LPガス設備の点検・調査の実施に際して、お客様がご不在の場合は、不在連絡票を発行しますので、点検・調査希望日のご連絡をお願いいたします。当社(店)又は当社(店)の委託した保安機関が3回訪問してもご不在の場合は、お客様のLPガス設備が技術上の基準に適合しているか確認が取れませんので、お客様自身が適切に管理・使用されますようお願いいたします。なお、供給設備点検については、必要に応じご不在でも実施する場合がありますのでご了承ください。</p> <p>(3)消費設備の調査結果 消費設備の調査結果は書面をもってお知らせいたします。調査により不備な箇所が明らかになった場合は、災害の発生の恐れがありますので、速やかに改善をお願いいたします。場合によっては、災害を防止するためLPガスの供給を停止することがありますので、ご理解ご協力をお願いいたします。</p> <p>(4)LPガス設備の点検・調査の拒否 LPガス設備の点検・調査を拒否されたり、お客様が改善を講じなかったために起こった災害などによる損害は、当社(店)では責任を負いかねます。また、保安上の理由によりLPガスの供給を停止した場合の損害も負いかねます。</p> <p>(5)周知の方法 液化石油ガス法に定められた期間毎に、災害の発生の防止に関し必要な事項を「周知文書」でお知らせしますので、記載されている事故防止対策に係る事項を遵守されるようお願いいたします。</p> <p>(6)表面保安業務のほか、当社(店)は供給設備のガスメーターの交換等、及びご連絡・ご依頼があれば、LPガス機器等の設置、変更、修理、交換、又は配管の延長等の設備工事を有資格者が行い、作業終了後は法定の点検・調査を実施して安全確認を行います。</p> <p>(7)緊急時の連絡先 当社(店)又は当社(店)の委託した保安機関は、24時間緊急体制をとっていますので、ガス漏れ等の災害の発生やその恐れがある場合は、直ちに表面「緊急時対応、緊急時連絡の欄の保安業務実施者(社)」にご連絡をお願いいたします。</p>

6.供給設備及び消費設備等の所有関係とLPガス販売契約解約時の取扱等	<p>(1)供給設備及び消費設備等の所有関係 お客様の敷地内に設置していますLPガス設備のうち、供給設備については、当社(店)の費用負担で設置し、当社(店)が所有権を有するものです。消費設備等については、表面『LPガス設備確認書』備考1欄に『A』で記入された設備がお客様の所有で、『B』で記入された設備が当社(店)が所有権を有するものです。なお、当社(店)が所有する消費設備等のうち、表面『LPガス設備確認書』備考2欄に◎が記入された設備は、その利用料金を、表面に記載された内容に基づき、毎月のLPガス料金に合算して請求させていただきますのでご了承ください。</p> <p>(2)設備の転貸・売却の禁止 当社(店)の所有の設備を利用して、他のLPガス販売事業者からLPガスを購入することはできません。また、その設備をお客様が転貸・売却することはできません。</p> <p>(3)LPガス販売契約解約時の取扱 お客様ご本人から当社(店)にLPガス販売契約の解約の申し出があった場合は、当社(店)は原則として、一週間以内に供給設備を引き取ることにいたします。この場合の引取り費用は、別の契約書等に記載がある場合には、お客様の負担となります。また、未払いのガス料金、当社(店)所有の消費設備等がある場合は、その清算等に要する諸費用をお支払いいただくことが引き取りの条件となります。 ただし、次の場合は、供給設備をお客様の敷地内等に引続き置かせていただくことがあります。 ①お客様に設置されている供給設備が、他のお客様へもLPガスを供給している場合(小規模導管供給・集合住宅等) ②当該設備が、業務用等の大規模な設備の場合であって、撤去に膨大な費用・日数を要する場合 ③その他、当該設備を引き続き設置することをお客様が同意した場合</p> <p>(4)LPガス供給設備の買取り お客様が、供給設備の買取りを希望される場合は、「時価相当額」で買い取っていただきます。また、著しく撤去が困難な場合も買取っていただく場合があります。</p> <p>(5)消費設備等の清算・供給設備の買取り計算 LPガス販売契約の解約などによる、消費設備等の清算または供給設備の買取りは、別の「LPガス消費設備等の利用に関する契約書」に記載がある場合には、「時価相当額」で買い取っていただきます。</p>
7.供給設備及び消費設備についての費用負担等	<p>供給設備及び消費設備に要する費用のうち、供給設備以外の設備の設置・変更・修繕・撤去に要する費用は、お客様にご負担していただきます。又、お客様のご事情による当社(店)所有の供給設備の変更・修繕・撤去等に要する費用についても、原則として、お客様にご負担していただきます。 なお、それらの費用については別途お見積りさせていただきます。 また、消費設備中の当社(店)所有設備の貸付に関する事項は、別の「LPガス消費設備等の利用に関する契約書」によることとします。</p>
8.防災等についてのお願い	<p>(1)火災が発生した場合 直ちに容器バルブを閉めて、消防署員等の関係者に容器の位置をお知らせしてください。また、当社(店)にもご連絡をお願いいたします。また、お客様の近隣で火災が発生した場合も同様の対応をお願いいたします。</p> <p>(2)地震が発生した場合 まず身の安全を確保し、揺れが収まってからあわてずに使用中の火を消し、容器バルブを閉めるようお願いいたします。なお、大きな地震が発生した場合は、ガス配管やガス機器からガス漏れの恐れがありますので、当社(店)または当社(店)の委託した保安機関の点検・調査を受けてからご使用をお願いいたします。</p> <p>(3)水害の恐れがある場合 水害の発生または恐れがある場合は、容器等が流されないようしっかりと固定されているかお確かめください。流失の恐れがある場合は、当社(店)にご連絡をお願いいたします。なお、水害によって、容器・調整器・ガスメーター・配管等が冠水した場合は、当社(店)または当社(店)の委託した保安機関の調査・点検を受けてからご使用をお願いいたします。</p>
個人情報取り扱いについて	<p>LPガス供給の申込の受付、工事、保安点検の際、ガス機器販売等の機会の際にお客様の個人情報のご提供を受けますが、これらの個人情報は次の目的に利用させていただき、それ以外の目的には利用いたしませんのでご了承ください。</p> <p>①LPガスの供給(配送、検針・集金等)を行うため。 ②LPガスに関する設備工事等を行うため。 ③液化石油ガス法に基づく、次の保安業務を行うため。 ・供給開始時点検・調査(LPガスの供給を開始するときの点検・調査等) ・容器交換時等供給設備点検(容器、調整器、バルブ、供給管等の外観点検) ・定期供給設備点検・定期消費設備調査(LPガス漏えい試験、ガス器具や給排気設備調査等) ・お客様への周知(LPガスの使用上の注意や訪問販売による勧誘の注意等) ・緊急時対応(お客様からの災害発生などの連絡に対する措置実行のため) ・緊急時連絡(上記連絡につき、他の専門的保安機関等への連絡のため)</p> <p>④当社(店)または当社(店)が委託した保安機関の自主的な保安に関する実施業務のため。 ⑤ガス機器、警報器等の販売、設置、修理・点検、アフターサービスのため。 ⑥上記に関するサービスや製品等のお知らせ・案内、調査・データ分析のため。 ⑦業務を円滑に遂行するため、LPガス容器の配送業者、LPガス設備の保安点検業者、LPガス工事業者、口座振替先の金融機関、検針センター、集金センター、情報処理会社等に業務の一部を委託することがあります。そのため必要な範囲で委託先へ個人情報を提供する場合もありますが、その際に当社(店)は委託先との間で個人情報の取扱いを適切に行います。 ⑧消費者被害を防止するため、重大製品事故による危険防止命令を受けた製造元や、リコール対象製品を回収する製造元に対し対象製品を保有する顧客情報の必要がある場合。 ⑨当社(店)が保有する個人情報について、開示、訂正、追加、削除、利用停止等のご希望がある場合は、当社(店)までお知らせ下さい。 ⑩法令に基づき行政機関等から問い合わせを受けた場合には、上記目的に限らず、お客様の個人情報を回答する場合があります。</p>